

船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第77号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成24年4月11日 08時30分ごろ	
発生場所	山口県宇部市宇部港 宇部港西防波堤灯台から真方位303° 1,280m付近 (概位 北緯33° 56.6′ 東経131° 13.2′)	
事故等調査の経過	平成24年5月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 ^{てんま} 天馬丸、739トン	
船舶番号、船舶所有者等	134543、大旺海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、宇部港沖の山棧橋沖で入航船を避航しようとして西方に向けて左転しながら出航中、平成24年4月11日08時30分ごろ同沖の浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約2.0m	
その他の事項	本船の喫水は、船首約3.6m、船尾約5.6mであった。 船長は、宇部港沖の山棧橋の北方200m沖付近が東西約500mにかけて水深が2m以下になっていることを知っていた。 船長は、ふだん、本事故発生場所付近ではレーダーやGPSプロッターを使用していなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、宇部港沖の山棧橋沖で入航船を避航しようとして西方に向けて左転しながら出航中、船長が船位の確認を行っていないことから、同棧橋沖の浅所に接近して航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、宇部港沖の山棧橋沖で西方に向けて左転しながら出航中、船長が船位の確認を行っていないため、同棧橋沖の浅所に接近して航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浅所が存在する水域を出入航する場合には、レーダーやGPSプロッターを使用して船位の確認を行うこと。	